

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
(プラットフォーム支援員による体制強化)】

概要レポート 第3回：EUの食品ラベル表示



Eurovision & Associates

2023年9月

背景：包装前面の栄養表示（FOPNL）統一義務化案は、包装された食品の栄養成分を消費者が容易に理解できる情報の提供を目的としている。この標準化された表示システムでは、カロリー、糖分、脂肪、塩分などの主要なデータを包装の前面に目立つように表示する。これは、消費者が十分な情報を得た上で食品を選択できるようにし、栄養不足に起因する健康問題を改善すること、そして食品間で一貫したアプローチを構築することを目的としている。栄養品質情報の迅速かつ明確な枠組みを提供することで、本提案は健康的な食習慣の促進、公衆衛生意識の向上を目指しており、最終的には、より健康意識の高い社会の実現に寄与することが期待される。しかしながら、FOPNL を巡っては、EU 加盟国や業界間で見解の相違及び政治的対立があり、実質的検討が進んでいない。そのため本レポートでは、食品ラベル関連動向のうち、以下の通り、アルコール表示、原産地表示、賞味期限表示を巡る現在の状況や今後の方向性に焦点を当てて報告する。

1. アルコール飲料製品のラベル表示：EU のアルコール表示に関する提案（規制（EU）No 1169/2011 の改正案）は、アルコール飲料製品の標準化されたラベル表示を義務付けることにより、消費者のアルコール飲料製品に関する意識向上を目的としている¹。本提案は、他の食品ラベル規制と同様に、栄養成分、原材料、健康警告などの必要情報の提供を目指している。この取り組みは、消費者がアルコール飲料製品摂取に関する情報に基づいた選択を可能にし、業界内の透明性の促進、過度なアルコール摂取に関連する公衆衛生上の懸念に対処することを目的としている。この提案は、主に 2021 年 2 月 3 日に採択された EU の「がん撲滅計画」によって推進されている。同計画は、欧州委員会がすべてのアルコール飲料のラベルに原材料のリストと栄養表示を義務付ける提案を発表するとしていた²。

欧州委員会によるアルコール飲料のラベル表示に関する提案は、FOPNL と同様にアルコール業界と対立する内容であり、加盟国や業界団体が反対に向けて大きな政治的圧力をかけている。こうした緊迫する状況の中、2023 年 1 月、欧州委員会はアイルランドにワインと蒸留酒が健康に悪影響を及ぼすという文言の表示義務を導入する法律の施行許可を与えた³。当然ながら、ワイン業界関係者はこの許可に対する不満を表明し、世界のワイン販売の 47%を占めるフランス、イタリア、スペインは、アイルランドの法律に反対する声明を共同で起草している。

フランスのワイン・蒸留酒輸出連盟（FEVS）の Nicolas Ozanam 事務局長は、この措置は単一市場の原則から大きく逸脱していると主張した。アイルランドの法律は 3 年以内に施行予定だ

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52023PC0201>

² https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/alcohol-labelling_en

³ <https://www.irishstatutebook.ie/eli/2023/si/249/made/en/print>

が、同事務局長は 2026 年までにアイルランド自らまたは欧州委員会によって立法枠組みが見直されることになると見込んでいる⁴⁵⁶。

また、イタリアの Antonio Tajani 外務大臣は、アイルランドの計画はイタリアのアイデンティティと遺産に対する攻撃だと非難した。同国の業界団体 Coldiretti も、「恐ろしい警告表示が欧州レベルで危険な先例を作る」と警鐘を鳴らした⁷。こうした緊張感は、FOPNL 表示提案を巡る対立にも拍車をかけており、本件について EU 理事会による承認が得られないことになり、欧州委員会による本提案の公表がさらに遅れる可能性がある。2023 年 6 月 23 日、世界貿易機関（WTO）の TBT に関する委員会において、多くの加盟国がアルコール飲料のラベル表示について EU 単一市場への悪影響を懸念する意見が表明された。特に、本ラベル案に対して懐疑的な参加国（米国、メキシコ、ドミニカ共和国）は、特定の国のみに追加のラベルを貼付することは手間と費用が余計にかかると考えており、加えて、ラベルに表示される健康への悪影響に関する情報についても、客観的な科学的根拠が乏しいと主張している。EU はこうした懸念に対し、本措置は消費者にアルコール摂取のリスクについて明確な情報を提供することを目的とし、単一市場原則に反するものではないと強調し、必要とされるラベルについては、アイルランドへの輸出後や販売前にステッカーを添付することで良い、としている。また、前述の通り、本件施行に向けて、3 年間の移行期間が設けられている。さらに、同委員会において、EU は今後、アルコールに限らず、様々な食品に対して消費者が食品を選択する上で有用な情報のラベル表記に取り組む姿勢を明らかにした⁸。

2. 原産地表示：EU では、消費者に対する食品情報（Food Information to Consumers : FIC）に関する規則（EU）1169/2011 により、食品の原産地を「原産国」または「産地」と定めている⁹。「原産国」とは、商品の供給元の場所を指し、複数の国にまたがる製品は、最後の重要な加工地を指す。「産地」は、「原産国」とは別に原産地を指定するものである。多くの食品は原産地の開示を任意としているが、「原産国」又は「産地」の表示は、省略が消費者に誤解を与える場合には、包装商品については義務づけられている。これは、果物、野菜、魚、蜂蜜、オリーブオ

⁴ <https://www.efanews.eu/item/31610-ireland-anti-alcohol-label-is-law.html#:~:text=The%20law%2C%20the%20government%20memo,cancers%20due%20to%20alcohol%20consumption.>

⁵ <https://www.ibec.ie/drinksireland/news-insights-and-events/news/2023/05/16/strong-international-opposition-to-irelands-alcohol-labelling-proposals>

⁶ <https://www.theportugalsnews.com/news/2023-06-17/ireland-vs-big-wine/78692>

⁷ <https://www.decanter.com/wine-news/irelands-plans-for-cancer-warnings-on-alcohol-labels-draw-formal-complaint-503844/>

⁸ https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/tbt_23jun23_e.htm

⁹ <https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:304:0018:0063:en:PDF>

イル、卵、牛肉、鶏肉、ミネラルウォーターなどの食品に適用される。また、主原料の産地が異なる場合は、それを開示しなければならない¹⁰。

原産地表示のベースラインとなる規制は、規則（EU）No 1169/2011 の第 26 条 3 項を拡大する規則（EU）2018/775 である¹¹。2020 年 4 月 1 日から施行された本規則では、食品の主要原材料の原産国または原産地が食品の原産地と異なる場合には、食品の主要原材料の原産国または原産地の表示を義務付けている。また、フォントサイズやラベルの位置に関する具体的なガイドラインも本規則では概説されている。本規則は、食品の主要原材料の原産地情報についての透明性を高め、食品ラベルを通じ主要原材料の原産地に関する明確な情報を消費者に提供することが目的である。欧州委員会は、「Farm to Fork」戦略の一環として、特定の食品に対する原産地表示義務化品目の拡大を検討中である。現行の規則では、鮮果、鮮肉、鮮魚、蜂蜜、オリーブ油などの品目が対象だが、消費者の間で、より多くの原産地情報開示への要望が高まっている。本件に関する公開協議を通じ要望された対象品目には、牛乳、肉成分、米、デュラム小麦、じゃがいも、トマト製品等が含まれる¹²。

同協議では、回答者は、情報に基づいた選択、地域支援、環境影響意識といった理由を挙げ、原産地表記について強い支持があることが明らかになった。具体的な内容は様々で、原産地明記は「国レベル」が好ましい情報レベルとして挙げられたものの、実際のところは決まっておらず、欧州委員会は 2023 年中に提案を公表する予定としている¹³。

一方、2023 年 4 月 21 日、欧州委員会は果物、野菜、ジュース、ジャム、蜂蜜、家禽類、卵などのさまざまな農産食品物の販売基準の改訂を提案した¹⁴。消費者の選択の幅を広げ、食品廃棄物を減らすことを目的としたこの提案には蜂蜜、ナッツ類、ドライフルーツ、特定の加工野菜や果物などの明確な原産地表示義務が含まれている。ラベルには原産国を表示することで、透明性が高まり、これらの製品の EU 域内での生産が促進される可能性があるとしている。また、新鮮な果物や野菜、卵や鶏肉に関する提案は委任規則や実施規則でカバーされている。

¹⁰ [https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/origin-labelling_en#:~:text=In%20accordance%20with%20Regulation%20\(EU,of%20provenance%20of%20the%20food.](https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/food-information-consumers-legislation/origin-labelling_en#:~:text=In%20accordance%20with%20Regulation%20(EU,of%20provenance%20of%20the%20food.)

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0775&rid=1>

¹² <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-origin-information-of-food-products>

¹³ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-origin-information-of-food-products>

¹⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2366

欧州委員会は 2023 年 8 月 17 日に、農産物、特に生鮮および加工果物、野菜、バナナのマーケティング(販売)を標準化する委任規則及びこれらの検査に関する実施規則を採択した¹⁵。これらは欧州議会と EU 理事会による通常の共同立法手続きに従って公示され発効する運びとなる¹⁷。これを通じて、より一層消費者に原産地に関する明瞭な情報を提供することを狙いとしている。欧州委員会はまた、乾燥豆類に対する義務的な原産地表示制度を評価検討中である。新販売基準は、消費者に提供する情報の透明性を改善し、消費者向けの食品のみならず、飼料や肥料向け豆類の原産地表示義務や適用規則をより一貫性あるものとする役割を持つ¹⁸。

なお、2020 年 10 月 1 日、欧州司法裁判所は、正当な理由がある場合に限り、EU 加盟国は食品の原産地および産地 (provenance) 表示を義務付けることができるという判決を下した。同裁判所は、統一された食品表示の枠組みは、公衆衛生や食品詐欺の防止などの理由がある限り、加盟国が原産地に関する義務的な詳細を追加することを妨げるものではないと述べた。また、同裁判所は、食品の品質と原産地との間に証明された関連性があれば、加盟国の措置は許されるとし、消費者の価値を証明する責任は加盟国にあると解釈した。この判決は、牛乳の原産地表示を義務付けたフランスの政令から生まれたものであり、原産地表示に関する重要な判例となった¹⁹。

3. 賞味期限/消費期限表示：賞味期限(Best Before)と消費期限(Use By)に関する表示の改革は、上述のアルコール表示、原産地表示を巡る活発な議論と比べて比較的低調で、FOPNL と同様に立法手続きは停滞している。EU は、両期限の表示に関する混乱を解消することで、食品廃棄物を削減することを目指しているが、欧州の消費者の約 50%がこれらの表示を誤解しており、不必要な食品廃棄物につながっているという²⁰。「Farm to Fork」戦略の一環として、欧州委員会は 2023 年末までに食品廃棄物削減のための法的拘束力のある目標を導入することとした。この取組みには、表示の意味を明確にするために、日付表示に関する EU の規則の改訂も含まれている。なお、前者の食品廃棄物削減目標に関しては、欧州委員会は本年 7 月 5 日、廃棄物に関する指令 2008/98/EC の改正提案を採択し、2030 年までに、EU 加盟国は、食品の加工及び製造過程において発生する食品廃棄物を 10%、小売・消費（外食・非外食）によって発生する食品廃棄 30%（一人当たり）の削減を求めることとした²¹。一方、後者については、（本レポート作成時

¹⁵ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:c854bb3a-3d2e-11ee-a97e-01aa75ed71a1.0024.02/DOC_1&format=PDF

¹⁶ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:11b7bb48-3d22-11ee-a97e-01aa75ed71a1.0001.01/DOC_1&format=DOC

¹⁷ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2366

¹⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52023DC0200>

¹⁹ <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=231841&pageIndex=0&doclang=EN&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=1435581>

²⁰ <https://www.euronews.com/next/2020/10/12/use-by-and-best-before-labels-a-new-eu-plan-to-cut-down-on-food-waste>

²¹ https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/food-waste-reduction-targets_en

点の)2023年8月22日までに主たる発表はないものの、欧州食品安全機関(EFSA)やその他の専門機関が、賞味期限や消費期限の日付表示設定方法に関する意見収集をしている²²。例えば、2020年に発表されたEFSAの文書によると、賞味期限や消費期限の日付表示については、病原性もしくは腐敗微生物の種類、食品の特性、保存環境を考慮した上で食品別に定めるべきであるとしている²³。

一般に「賞味期限」とは、適切な保管条件下で食品の風味や食感が期待される品質を維持できる時点を意味している。これは、冷蔵品から缶詰に至るまで多様な食品に使用されている。EU法では、消費者を誤解させないことを前提とし、かつ、卵以外は、この日付を過ぎても食品を販売することを禁止していない。一方、「消費期限」とは、新鮮な魚や乳製品などの短期間で腐敗する食品に適用され、対象製品が安全に消費できる最終期限を示している²⁴。

結び：現在検討されているEUの食品ラベルに関しては、FOPNL義務化提案による栄養表示以外にも、アルコール表示、原産地表示、「賞味期限(Best Before)」と「消費期限(Use By)」表示が主要な要素となっている。アルコール表示を標準化する提案は、業界の反対に直面しており、FOPNLを巡る緊張関係が反映されている。原産地表示の要件は拡大され、透明性が高まり、より多くの製品が対象となる可能性がある。「使用期限」と「賞味期限」ラベルを明確化する取り組みは、食品廃棄の削減を目指して停滞しながらも検討作業が続けられている。

以上

²² https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/date-marking-and-food-waste-prevention_en

²³ [Guidance on date marking and related food information: part 1 \(date marking\) \(wiley.com\)](#)

²⁴ <https://www.euronews.com/next/2020/10/12/use-by-and-best-before-labels-a-new-eu-plan-to-cut-down-on-food-waste>